

第70回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

令和4年3月11日（金）から令和4年3月25日（金）まで
書面開催

○出席した委員（五十音順敬称略）

家田馨子	生田京子	伊藤亘	今井隆喜
内田吉彦	倉持香苗	齋藤種治	鯖瀬武
武田美恵	戸谷裕昭	中川弥智子	中根康浩
秀島栄三	廣田憲吾	増田理子	峰野修
宮脇勝			

（17名）

1. 議題

（1）愛知県土地利用計画変更案について

ア 説明

資料により説明。

イ 質疑・回答

（生田委員）

緑のエリアが失われるのは残念ですが、経緯をふまえ、また、一定程度、緑化を敷地内で行っている様子を拝見し、了解いたしました。

（事務局）

ご了解をいただきまして、ありがとうございます。

（増田委員）

貴重種が確認されたということだが、移植という対応を取られたということで貴重な生態系が守られたということになっているが、東海農政局では、以前移植後10年後に調査したときには半分の種が消失していたことがあった。

このような移植などの処置を取る場合に、その後の経過観察はどのようにしているのでしょうか？

（企業庁 工務調整課）

駁馬瀬戸地区における自然環境保全調査については、「愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき実施しており、調査内容については、3名の学識者（動物、植物及び地形等）から助言を受けています。

行為区域内で確認された野生動物の重要種 35 種の内 11 種については、事業実施による土地等の改変により影響を受ける可能性があるため、移動保全することとしています。

移動保全後のモニタリング調査については、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 回が計画されており、これまでの調査結果については、学識者から「個体数の増減よりも生息環境が維持されることが重要」とのご意見をいただいていることから、今後もモニタリング調査の結果を注視するとともに、生息環境の維持に配慮しつつ事業を進めていきたいと考えています。

(増田委員)

今回、かなりの森林、果樹園などを改変する計画となっており、現在の水循環を考えると、安易に農地を都市として計画変更することは良いのでしょうか？

(都市計画課)

2019 年度に西尾市が駿馬瀬戸工業用地地区計画を策定し、周辺の土地利用との調和を図るため、地区施設として緑地を約 21ha（敷地の約 40%）、調整池を約 2 ha 配置するなど、周辺農地等への影響が出ないよう、配慮がなされています。

(増田委員)

ビオトープを造成するということから、ビオトープも都市区域として定めるとなると、その後、管理がうまくいかないことで、再度工場用地として計画することが起きうるのではないのでしょうか？

(都市計画課)

ビオトープの部分は、上記地区計画の地区施設（緑地 1 号）とされています。地区計画では緑地を改変しないこととされ、緑地以外では利用してはならないこととされています。

(増田委員)

現地写真を見るとかなりの盛り土となっていますが、このような盛り土を形成する際、計画区分を変更して居住が安易になると、防災上の問題はないのでしょうか？

(企業庁 工務調整課)

駿馬瀬戸地区においては、造成工事により発生する切土と盛土の土量バランスを考慮していることから長大法面が設計されています。

長大法面の盛土については、「道路土工盛土指針」や「宅地防災マニュアルの解説」等に基づき安定解析を実施し、法面の安定性を十分に検討しています。

また、圧密沈下を抑制するため、現況の地盤については地盤改良工を実施しており、防災上の問題はないものと考えています。

ウ 書面議決書より全委員より同意

エ 結論

(秀島会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。